

「タブレット 家庭ルールについて」

タブレット端末を冬休み期間には、全家庭持ち帰ります。

学年によっては、毎日の宿題をタブレットで行っていたり、連絡をタブレットに入れていたりするので、家庭で使うことも増えてきています。

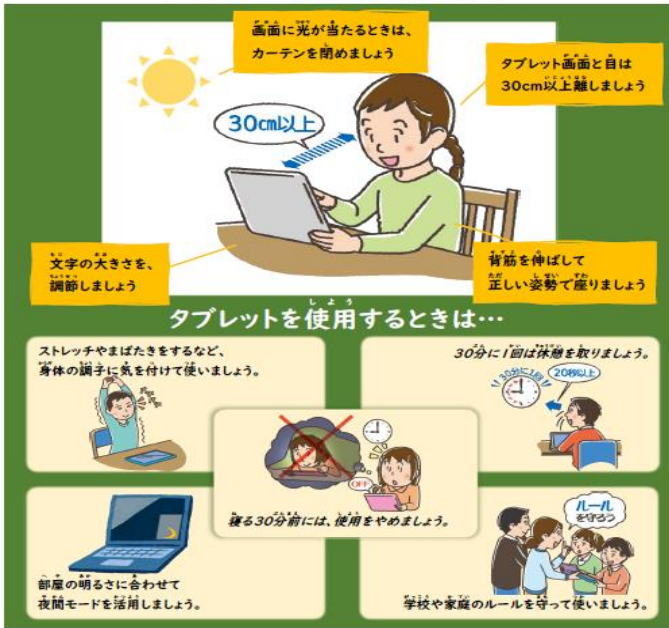
渋谷区では、動画視聴やインターネット使用の時間帯などに制限を設けています。しかし、家庭によって状況は様々なことでしょう。

子供たちがどのようにタブレットを使っているか、冬休み中にぜひ、一緒に確認していただき、頑張っている姿はたくさん称賛してください。また、使い方については、おうちで家庭ルールの設定・見直しを行ってください。よりよい道具として使うことができるように、周りからのかかわりが必要です。

渋谷区ではタブレット端末を健康的に使うために、「タブレット3S」を示しています。また、西原小学校では「西原ルール」を子供たちと確認しています。

タブレット 3S Shibuya Selfcare Style

子供たちが健康に
タブレットを使うために



タブレットを使う目的

学習内容を深く調べたり、記録したり友達に発表したりするための道具として、タブレットを使います。とても便利な道具である反面、使い方を守らないと誰かが嫌な思いをすることがあります。ルールをしっかり守って、みんなが気持ちよく学習を進めるようにルールを作りました。

タブレットの約束 西原ルール

- ① タブレットは勉強のために使う。
学習に関わる以外に使わない。プログラミングは自分で作ったものは利用可能。
- ② 時間を決めて使う。 先生やおうちの人と相談する。
- ③ 壊さないように大切に使う。
(落とさない、挿し付けない、磁石を近づけない、貸し借りをししない、暑いところに置かない、など)
- ④ 歩きながらは使わない。
- ⑤ デスクトップの背景の画像、色などの設定を変えない。
- ⑥ 人が傷つくようなことや個人情報を書き込まない。
(名前、住所、電話番号、メールアドレスなど)
- ⑦ 人の写真を無断で撮らない。

お家の人も使い方を考えながら
ルールを守り、タブレットを使って学習していきましょう。



教育版マイクラフトについて

12月初旬に渋谷区の全小学校・中学校において、教育版マイクラフトがインストールできるようになりました。現在、意欲的にマイクラフトに取り組む子供の姿が見られる一方で、長時間にわたる利用などへの御心配のお声もいただいています。御家庭におかれましても、下記を御参照の上、教育版マイクラフトをはじめ、自宅でのタブレット端末の利用の約束等についてお子様と話し合ってください、御確認いただきますようお願いいたします。

区教育委員会より 「教育版マイクラフト」導入のねらいについて

- (1) 児童・生徒の情報活用能力の育成を旨すととともに、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し参加する能力（デジタル・シティズンシップ）を育む。
- (2) 協力して課題解決にあたる協働学習を行わせること通して、児童・生徒の創造性やコミュニケーション能力を育む。

*西原小学校では、現段階では十分な指導に至っていません。そこで、マイクラフトの使用を「授業で必要なときのみ」とします。家庭で使うことはありません。様子をご覧ください。